

入学料免除及び授業料免除申請に係る収入限度額の目安（半額免除の場合）

入学料免除及び授業料免除申請者の中には、世帯収入が本学の定める家計基準額を超過している者（不適格者）が多く見受けられます。申請にあたっては、概ね下表を目安としてください。

なお、この目安額は以下の条件で算定していますので、所得の種類、世帯の構成、通学形態や家庭の特別の事情（母子・父子世帯、身体等に障害のある者、長期療養を必要とする者、家計支持者が単身赴任している者）等の有無によって異なってきますので、ご留意願います。

条件：収入・所得限度額 文部科学省が定めた平成15年度「半額免除」の収入基準額を適用

本人＝自宅通学、奨学金受給無し、アルバイト収入無し

父＝家計支持者 母＝専業主婦

世帯の家族構成 1名：留学生若しくは独立生計者として認定された者

3名：本人と両親

4名：本人、両親及び公立高校生（自宅通学）

5名：本人、両親、公立高校生及び公立中学生（自宅通学）

1 給与所得の場合（単位：千円）

この表の金額は、源泉徴収票の支払金額で給与所得控除前の収入金額を指します。また、年金等の金額を含むものとします。

区分	世帯人員	大学院生（修士）	大学院生（博士）
自宅通学	1名	3,880	4,900
	3名	6,050	7,530
	4名	6,780	8,210
	5名	7,230	8,780
自宅外通学	1名	4,515	5,540
	3名	6,640	7,970
	4名	7,220	8,650
	5名	7,670	9,220

2 給与所得以外の場合（商業、工業、林業、水産業及び農業所得等）（単位：千円）

確定申告の売上（収入）金額から必要経費を差し引いた税込み営業利益等の所得金額を指します。

区分	世帯人員	大学院生（修士）	大学院生（博士）
自宅通学	1名	2,100	2,820
	3名	3,620	4,950
	4名	4,200	5,630
	5名	4,650	6,200
自宅外通学	1名	2,540	3,260
	3名	4,060	5,390
	4名	4,640	6,070
	5名	5,090	6,640

<注意事項>

免除の選考は、申請資格を有する者（学業優秀と認められ、経済的に入学料・授業料の納入が困難な者）に対して行われます。

ただし、条件を満たした場合であっても、予算の範囲以内で入学料・授業料免除が行われるため、必ずしも免除されるとは限りません。